

令和 3(2021)年度にADL維持等加算(Ⅲ)が算定可能な通所介護事業所

R3. 4. 30 栃木県保健福祉部高齢対策課

令和 3(2021)年度ADL維持等加算(Ⅲ)を算定可能と認められた県内の通所介護事業所は、以下の7事業所です。(宇都宮市の事業所を除く。)

No	事業所名	サービス種類	事業所所在地
1	足利ケアセンターそよ風	通所介護	足利市山川町 1078-2
2	デイサービスセンターおりづる	通所介護	鹿沼市茂呂 1090-25
3	小山ケアセンターそよ風	通所介護	小山市犬塚八丁目 3-8
4	大田原ケアセンターそよ風	通所介護	大田原市新富町三丁目 7-24
5	くろいそケアセンターそよ風	通所介護	那須塩原市豊浦南町 83-120
6	ケアハウスフローラ	通所介護	塩谷郡高根沢町上柏崎 551-1
7	デイサロンリハ&スパあかばね	通所介護	芳賀郡市貝町赤羽 3647-1

※ ADL維持等加算(Ⅲ)とは

ADL維持等加算(Ⅲ)は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所(以下「通所介護等事業所」という。)において、評価対象期間(加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間(基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日の属する月から同年12月までの期間。))内に当該通所介護等サービスを利用した者のADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の4月から始まる年度における通所介護等サービスの提供につき加算を行うものです。